

地域密着型特別養護老人ホーム ふじの 利用料金表

R4年10月～

●所得の状況に応じ負担段階により負担軽減の対象となります

	対 象 者	区 分
世帯全員が 住民税非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の預貯金が1,000万円以下、夫婦で2,000円以下の方	利用者負担 第1段階
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・本人の預貯金が650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方	第2段階
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下120万円以下の方 ・本人の預貯金が550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方	第3段階①
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 ・本人の預貯金が500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方	第3段階②
	住民税課税世帯の方(障害者年金・遺族年金も収入対象)	第4段階

※世帯分離済においても、配偶者が課税されている場合は対象外。詳しくは、市の介護保険課へご相談下さい。

●利用料金

区分	1日の利用料	負担限度額 認定証	食費	居住費	月額合計(31日)		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護3	1割: 803円 2割: 1,606円 3割: 2,409円	1段階	300円	820円	59,613円		
		2段階	390円	820円	62,403円		
		3段階①	650円	1,310円	85,653円		
		3段階②	1,360円	1,310円	107,663円		
		4段階(基準額)	1,445円	2,006円	131,874円	156,767円	181,660円
要介護4	1割: 874円 2割: 1,748円 3割: 2,622円	1段階	300円	820円	61,814円		
		2段階	390円	820円	64,604円		
		3段階①	650円	1,310円	87,854円		
		3段階②	1,360円	1,310円	109,864円		
		4段階(基準額)	1,445円	2,006円	134,075円	161,169円	188,263円
要介護5	1割: 942円 2割: 1,884円 3割: 2,826円	1段階	300円	820円	63,922円		
		2段階	390円	820円	66,712円		
		3段階①	650円	1,310円	89,962円		
		3段階②	1,360円	1,310円	111,972円		
		4段階(基準額)	1,445円	2,006円	136,183円	165,385円	194,587円

●上記に加え、下記の加算分等を請求させていただきます。

加算名	1日あたりの料金			算定要件
	1割負担	2割負担	3割負担	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円	92円	138円	要介護4・5の入居者が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上、また痰吸引が必要な入居者が15%、かつ介護福祉士有資格者が基準以上配置されている場合
看護体制加算(Ⅱ)イ	23円	46円	69円	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置している。また、24時間の連絡体制を確保している場合
初期加算	30円	60円	90円	新規入居後30日間、また30日以上に渡る入院後に再入居された場合(再入居後30日間に限り)
外泊時費用	246円	492円	738円	入院又は外泊時、月に6日間を限度で算定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	変動あり	変動あり	変動あり	キャリアパス要件①～③を満たし、介護職員の処遇改善を実施している場合 介護報酬(特定処遇改善・ベースアップ加算を除く)+各種加算×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	変動あり	変動あり	変動あり	介護職員処遇改善加算を取得している、勤続10年以上の介護福祉士がいること等 介護報酬(処遇改善・ベースアップ加算を除く)+各種加算×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	変動あり	変動あり	変動あり	介護職員処遇改善加算を取得し、介護職員等の賃金改善を行っていること等 介護報酬((特定)処遇改善加算分を除く)+各種加算×1.6%

※その他、医療費・理美容代・電化製品使用費(電気代)・行政手続き代行費・送迎費・日用品等の個人専有となるものについては、自己負担となります。

医療費	もりおか往診ホームケアクリニック受診料/トマト薬局代
理美容代	カット・顔剃り代 業者の価格
電化製品使用費	電化製品(テレビ・冷蔵庫・加湿器・電気毛布等)使用電力等計算し1日50円
送迎費	もりおか往診ホームケアクリニック以外の病院受診や私的外出時、片道1,840円
お小遣い	活動の商店で日用品やおやつ等購入 2,000円～3,000円程度

●各種加算について(ふじのが算定要件に該当した場合、下記の加算を順次請求させて頂くことになります)

加算名	1日あたりの料金			算定要件	
	1割負担	2割負担	3割負担		
看護体制加算(Ⅰ)イ	12円	24円	36円	常勤の看護師を1名以上配置している場合	
夜勤職員配置加算	(Ⅱ)イ	46円	92円	138円	夜勤を行う職員数が、最低基準を1人以上上回っている場合 夜勤を行う職員数が、最低基準を1人以上上回っており、かつ喀痰吸引等が出来る介護職員を配置した場合
	(Ⅳ)イ	61円	122円	183円	
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円	OT・PT・ST等が施設を訪問し、機能訓練指導員と共同して、入居者毎の計画書を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合 個別機能訓練加算を算定している場合
	(Ⅱ)	200円	400円	600円	
個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12円	24円	36円	看護職員や介護職員、相談員等他職種と共同して、入居者毎に個別機能訓練計画書を作成し、機能訓練を行っている場合 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画書等を厚生労働省に提出し、有効な情報を活用した場合
	(Ⅱ)	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円	
ADL維持加算	(Ⅰ)	1月につき 30円	1月につき 60円	1月につき 90円	施設利用期間が6ヶ月を超えるものが10人以上、ADL値を測定し厚生労働省に提出、ADL利得値の平均が1以上である場合 ADL利得地が2以上である場合
	(Ⅱ)	60円	120円	180円	
若年性認知症者入所者受入加算		120円	240円	360円	若年性認知症入居者に対し個別に担当者を決め、担当者を中心にサービス提供を行っている場合 専従の常勤医師を配置している場合 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
		25円	50円	75円	
障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	5円	10円	15円	視覚障害者等が30/100以上あり、常勤1名障害者生活支援員を配置している (Ⅰ)同様。視覚障害者等が50/100以上
	(Ⅱ)	26円	52円	78円	
再入所時栄養連携加算		1回を限度 200円	1回を限度 400円	1回を限度 600円	入院し再度入所後、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合
退所前訪問相談援助加算		1回を限度 460円	1回を限度 920円	1回を限度 1,380円	入所期間が1月を超える場合の退所について居宅を訪問し、相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算		1回を限度 400円	1回を限度 800円	1回を限度 1,200円	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合
退所時相談援助加算		1回を限度 400円	1回を限度 800円	1回を限度 1,200円	退所後のサービスについて相談援助を行い、かつ市町村や介護支援センターに入所者に係る情報を提供した場合
退所前連携加算		1回を限度 500円	1回を限度 1,000円	1回を限度 1,500円	退所後サービスを利用する場合、入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し情報を提供し、かつ居宅支援事業所と連携し、サービスに関する調整を行った場合
栄養マネジメント強化加算		11円	22円	33円	管理栄養士または栄養士を配置、他職種と共同して作成した栄養ケア計画に従い観察や調整を行う、栄養状態の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
経口移行加算		28円	56円	84円	医師の指示に基づき多職種が共同し、経管から経口摂取を進めるための経口移行を進めるための経口移行計画を作成し管理栄養士や看護職員による支援が行われた場合
経口維持加算	(Ⅰ)	1月につき 400円	1月につき 800円	1月につき 1,200円	摂食機能障害を有する入所者に対し、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合 経口維持加算(Ⅰ)を算定し、医師等が食事の観察や会議に参加した場合
	(Ⅱ)	100円	200円	300円	
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	1月につき 90円	1月につき 180円	1月につき 270円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う 歯科衛生士が介護職員に助言指導を行う、歯科衛生士が介護職員の相談に応じた場合 (Ⅰ)同様。情報を厚生労働省に提出し、必要な譲歩を活用している場合
	(Ⅱ)	110円	220円	330円	
療養食加算		1食につき 6円	1食につき 12円	1食につき 18円	食事の提供が管理栄養士によって管理されている、入居者の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されている場合
配置医師緊急時対応加算	早朝又は 夜間 深夜	1回につき 650円	1回につき 1,300円	1回につき 1,950円	医師が早朝(6~8時)、夜間(18~22時)に施設を訪問し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合 上記同様、深夜(22時~翌6時)
		1,300円	2,600円	3,900円	
在宅復帰支援機能加算		10円	20円	30円	在宅へ退所するにあたり家族と連絡調整を行う。入居者が希望する居宅支援事業所に対し必要な情報の提供と、居宅サービス利用の調整を行った場合
在宅・入所相互利用加算		40円	80円	120円	施設のケアマネは退所にあたり、心身の状況の情報を在宅のケアマネに提供しながら、互いに在宅生活の継続を支援した場合
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3円	6円	9円	介護必要な認知症者の占める割合が1/2以上、認知症に係る専門的な研修を終了し、チームとして認知症ケアを実践している、技術的指導会議を定期的に開催している場合 (Ⅰ)いずれも適合、研修終了者を1名配置し認知症ケアの指導を実施、介護・看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施している場合
	(Ⅱ)	4円	8円	12円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		7日を限度 200円	7日を限度 400円	7日を限度 600円	医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した者が入所した場合
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	1月につき 3円	1月につき 6円	1月につき 9円	3ヶ月に1回評価し厚生労働省に提出し、必要な情報を活用、他職種が共同し褥瘡ケア計画を作成、記録、3ヶ月に1回褥瘡ケア計画を見直している場合 (Ⅰ)同様。褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合
	(Ⅱ)	13円	26円	39円	
	(Ⅲ)	10円	20円	30円	
排せつ支援加算	(Ⅰ)	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円	適切な対応をすることで要介護状態の軽減が見込まれると判断した場合、多職種が共同し支援計画を作成し、支援を継続して行った場合 (Ⅰ)、入所時と比較し改善し悪化がない、おむつを使用しなくなった場合 (Ⅰ)(Ⅱ)同様。
	(Ⅱ)	15円	30円	45円	
	(Ⅲ)	20円	40円	60円	
	(Ⅳ)	100円	200円	300円	
自立支援促進加算		1月につき 300円	1月につき 600円	1月につき 900円	医師が入所者毎医学的評価をし厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している、他職種が共同し支援計画を作成しケアを実施、3ヶ月に1回支援計画を見直している場合
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	1月につき 40円	1月につき 80円	1月につき 120円	入所者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の情報を厚生労働省に提出、施設サービス計画を見直す等必要な情報を活用している場合 (Ⅰ)に加え入所者毎の疾病の情報を厚生労働省に提出した場合
	(Ⅱ)	50円	100円	150円	
安全対策体制加算		入所日を限度 20円	入所日に限り 40円	入所日に限り 60円	安全管理部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている、担当者が安全対策に係る外部研修をうけている場合
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22円	44円	66円	介護福祉士が80%以上、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上の場合 介護福祉士が60%以上の場合 介護福祉士が50%以上、常勤職員が75%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上
	(Ⅱ)	18円	36円	54円	
	(Ⅲ)	6円	12円	18円	
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日 以上45日以下	72円	144円	216円	常勤看護師を1名以上配置し24時間連絡体制を確保。看取りの指針を定め家族に同意を得る。多職種協議の上、適宜指針の見直しを行う。看取りの研修を行っている。看取りを行う際は、個室や静養室の利用を配慮する
	死亡日以前4日 以上30日以下	144円	288円	432円	
	死亡日以前2日 又は3日	680円	1,360円	2,040円	
	死亡日	1,280円	2,560円	3,840円	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日 以上45日以下	72円	144円	216円	配置医師緊急加算の基準に該当し、看取り介護加算(Ⅰ)の要件を満たす場合
	死亡日以前4日 以上30日以下	144円	288円	432円	
	死亡日以前2日 又は3日	780円	1,560円	2,340円	
	死亡日	1,580円	3,160円	4,740円	